

福岡県公報

平成30年3月9日
第3973号

目次

告示(第190号-201号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 救急病院の認定 (医療指導課) …………… 4
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) …………… 4
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) …………… 5

公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 5
- 土地改良区の合併の認可 (農村森林整備課) …………… 6
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) …………… 6
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 7
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) …………… 7

公告

福岡県告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	直方橋線	前	直方市大字上頓野2121番9先から 直方市大字上頓野2606番9先まで	7.0 ～ 18.4	520.0
			後	直方市大字上頓野2121番9先から 直方市大字上頓野2606番9先まで	11.0 ～ 39.4	520.0

福岡県告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年3月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

直方	直方線 宗像	直方市大字植木29番1先から 直方市大字植木310番1先まで
----	-----------	-----------------------------------

福岡県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	大和城島線	柳川市大和町中島 886 番先から 柳川市大和町中島 887 番 1 先まで	南筑後県土整備事務所柳川支所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年3月23日

福岡県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
板櫃町(2)	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉台4丁目(c)	北九州市小倉北区泉台四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
板櫃町(2)	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
泉台4丁目(c)	北九州市小倉北区泉台四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西新町2丁目（a-a）	北九州市門司区西新町二丁目及び光町一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥田3丁目	北九州市門司区奥田三丁目、奥田四丁目及び猿喰（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒川（g-a）	北九州市門司区黒川及び黒川西一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

西新町2丁目（a-a）	北九州市門司区西新町二丁目及び光町一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
奥田3丁目	北九州市門司区奥田三丁目、奥田四丁目及び猿喰（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
黒川（g-a）	北九州市門司区黒川及び黒川西一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から3までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺内川	北九州市門司区寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目及び大字大里（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
黒川（g-a）	北九州市門司区大字黒川及び黒川西一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒川(f)	北九州市門司区黒川西一丁目及び大字黒川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥田3丁目	北九州市門司区奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目及び大字大里（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西新町2丁目（a-a）	北九州市門司区西新町一丁目、西新町二丁目、光町一丁目、光町二丁目及び大字大里（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

上藤松3丁目(1)	北九州市門司区上藤松三丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
-----------	-------------------------------	---------

備考 別紙図面1から6までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺内川	北九州市門司区寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目及び大字大里（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
黒川（g-a）	北九州市門司区大字黒川及び黒川西一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
黒川(f)	北九州市門司区黒川西一丁目及び大字黒川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
奥田3丁目	北九州市門司区奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目及び大字大里（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
西新町2丁目（a-a）	北九州市門司区西新町一丁目、西新町二丁目、光町一丁目、光町二丁目及び大字大里（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

上藤松3丁目(1)	北九州市門司区上藤松三丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
-----------	-------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1から6までは省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第199号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
弥永協立病院	久留米市六ツ門町12-12	平成30年1月1日から平成32年12月31日まで
長田病院	柳川市下宮永町523-1	平成30年3月1日から平成33年2月28日まで
芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町大字山鹿283-7	
水北第一病院	遠賀郡水巻町吉田西3-13-13	平成30年3月9日から平成33年3月8日まで
福岡市立こども病院	福岡市東区香椎照葉5-1-1	
社会医療法人陽明会小波瀬病院	京都郡刈田町大字新津1598	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
井上病院	糸島市波多江699-1	
嶋田病院	小郡市小郡217-1	
南大牟田病院	大牟田市臼井町23-1	
栄光病院	糟屋郡志免町別府西3-8-15	
医療法人浜江堂三野原病院	糟屋郡篠栗町大字金出3553	
宗像水光会総合病院	福津市日蒔野5-7-1	

福岡県告示第200号

次に掲げる病院は、平成30年2月28日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項

の規定により告示する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30

福岡県告示第201号

次に掲げる病院は、平成30年2月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
顛田病院	飯塚市口原1061-1

告 示

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマートうきは

(2) 所在地 うきは市吉井町千年字町地 157番 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	変更前	変更後
A駐輪場	25台	10台
B駐輪場	24台	閉鎖
C駐輪場	25台	25台
D駐輪場	17台	8台
E駐輪場	42台	27台
合計	133台	70台

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年2月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス大牟田店

(2) 所在地 大牟田市大字甘木12番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
未定		

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成30年10月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,027平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地内	73
合 計	73

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物南側	18
合 計	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	40
合 計	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	10.64
合 計	10.64

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3箇所	建物敷地東側及び南側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定に基づき、柳川西部土地改良区及び柳川市昭代干拓土地改良区の合併を平成30年3月2日付けで認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 柳川西部土地改良区は、合併後存続する。
- 柳川西部土地改良区は、定款を変更する。
- 柳川市昭代干拓土地改良区は、合併により解散する。

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第18条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小 川 洋

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
土砂災害特別警戒区域 下大利(a)地区	福岡市中央区大名二丁目11番25号 新栄住宅株式会社 代表取締役 木庭律明

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、筑紫野市東町土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 就任した理事

氏名	住所
帆足勝正	筑紫野市紫七丁目7番5号
近藤靖孝	筑紫野市紫七丁目7番6号
萩尾秀男	筑紫野市二日市南四丁目4番3号
坂口君子	筑紫野市二日市南二丁目15番11号
森木宏男	筑紫野市大字原274番地3

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、古賀市玄望園土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 就任した理事

氏名	住所
庵原義一	古賀市筵内1012番地
庵原利弘	古賀市筵内909番地
清水深	古賀市青柳2202番地
都地英彰	古賀市筵内791番地
森裕俊	古賀市青柳3006番地
安武清治	古賀市筵内907番地
渡久行	古賀市小山田280番地1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市美咲26番2から26番6まで、1001番2、1001番3、1023番2、1023番4、1023番5及び1027番2並びに大字下見19番3、19番4、20番1、20番2、21番2、22番1、22番3から22番6まで及び22番11から22番14まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市美咲1023番地2

社会福祉法人みらい

理事 森岡 修

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年3月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市大日寺字塚町139番4、139番5、139番8、140番2、141番及び141番2から141番8まで、字下熊本169番1から169番4まで、字大人233番1、233番12から233番18まで、305番3、305番4、317番5及び317番7から317番10まで並びに字大坪679番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

飯塚市長 片峯 誠